

会議録（１）

会議の名称	第 81 回飯能都市計画事業 双柳南部土地区画整理審議会
開催日時	令和 8 年 6 月 26 日（金） 開会 午前 10 時 00 分 閉会 午前 10 時 54 分
開催場所	土地区画整理事務所
議長氏名	佐野 純一
出席委員	佐野 純一 島田 隆男 小川 忠洋 倉田 春路 小川 勝美 中道 政英 宮下 清栄 小熊 信吉 有限会社東洋産業
欠席委員	内沼 正實
説明者の職氏名	区画整理課長 春原 秀樹 工務担当 主幹 高橋 大基 計画・補償担当 主幹 石田 文彦 計画・補償担当 主査 雛元 弘二 計画・補償担当 主任 馬場 玲奈
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	都市建設部長 木崎 晃典 区画整理課長 春原 秀樹 工務担当 主幹 高橋 大基 主任 渡邊 亮平 計画・補償担当 主幹 石田 文彦 シニア主査 山岸 紳樹 主査 石崎 真琴 主査 雛元弘二 主任 馬場 玲奈

会議録（２）

議事の概要（経過）・決定事項

- 1 開会（午前 10 時 00 分）
- 2 あいさつ
 - ・ 部長
 - ・ 会長
- 3 議事
 - (1) 仮換地指定について（諮問）
全員賛成により原案のとおり答申を得た。
 - (2) 使用収益の停止について（諮問）
全員賛成により原案のとおり答申を得た。
 - (3) 評価員の選任について同意を求める件（諮問）
全員賛成により原案のとおり答申を得た。
- 4 報告
 - (1) 令和 8 年度の事業予定について
資料により説明した。
- 5 その他
- 6 閉会（午前 10 時 54 分）

会 議 録 （ 3 ）

発言者	発 言 内 容
	(開会 午前 10 時 00 分)
計画・補償担当 主幹	ただ今から第 81 回双柳南部土地区画整理審議会を始めさせていただきます。 開会にあたりまして、都市建設部長よりごあいさつを申し上げます。
部長	(あいさつ)
計画・補償担当 主幹	続きまして、会長よりごあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
計画・補償担当 主幹	議事に移ります。会長に進行をお願いします。
会長	今回の議事録署名委員を指名したいと思います。3 番、小川忠洋委員、6 番、中道政英委員の 2 名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
会長	3 番、小川忠洋委員、6 番、中道政英委員の 2 名を指名いたします。よろしく願いいたします。 次第 3、議事 (1)「仮換地指定について」、説明を求めます。
課長	説明の前に諮問書を朗読させていただきます。 (諮問書朗読) 担当より説明いたします。
計画・補償担当 主任	「仮換地指定について (諮問)」、説明いたします。 諮問理由は、建物等の移転及び工事を実施するため仮換地指定を行いたいものです。 29 街区についてです。 従前地、大字双柳 943-6、宅地、登記簿地積 175.77 m ² 、基準地積 175.77 m ² が、仮換地 29 街区 9 画地、約 160 m ² に、従前地、大字双柳 943-5、宅地、登記簿地積 90.04 m ² 、基準地積 90.04 m ² が、仮換地 29 街区 10 画地、約 90 m ² に、従前地、大字双柳 943-7、宅地、登記簿地積 85.82 m ² 、基準地積 85.82 m ² が、仮換地 29 街区 11 画地、約 85 m ² になります。 続いて、30-2 街区についてです。 従前地、大字双柳 942-5、宅地、登記簿地積 175.95 m ² 、基準地積 175.95 m ² が、仮換地 30-2 街区 1 画地、約 175 m ² に、従前地、大字双柳 933-3、

	宅地、登記簿地積 132.62 m²、基準地積 132.62 m²及び大字双柳 933-4、宅地、登記簿地積 33.22 m²、基準地積 33.22 m²が、仮換地 30-2 街区 2 画地、約 163 m²に、従前地、大字双柳 933-8、宅地、登記簿地積 132.27 m²、基準地積 132.27 m²が、仮換地 30-2 街区 3 画地、約 132 m²に、従前地、大字双柳 933-9、宅地、登記簿地積 99.01 m²、基準地積 99.01 m²が、仮換地 30-2 街区 4 画地、約 98 m²になります。また、30-2 街区 4 画地につきましては従前地換地であり、現地測量した結果に伴い減歩をしております。 続いて、58 街区についてです。 従前地、大字双柳 902、畑、登記簿地積 647 m²、基準地積 658.96 m²が、仮換地 58 街区 6 画地、約 475 m²に、従前地、大字双柳 903、畑、登記簿地積 947 m²、基準地積 962.47 m²が、仮換地 58 街区 7 画地、約 702 m²に、従前地、大字双柳 904-1、宅地、登記簿地積 55.74 m²、基準地積 55.74 m²及び大字双柳 904-5、雑種地、登記簿地積 109 m²、基準地積 109.54 m²が、仮換地 58 街区 13 画地、約 126 m²になります。 続いて、105 街区についてです。 従前地、大字新光 76-36、宅地、登記簿地積 110.05 m²、基準地積 110.05 m²が、仮換地 105 街区 3 画地、約 110 m²に、従前地、大字新光 76-37、宅地、登記簿地積 110.05 m²、基準地積 110.05 m²が、仮換地 105 街区 4 画地、約 110 m²に、従前地、大字新光 76-29、宅地、登記簿地積 148.40 m²、基準地積 148.40 m²が、仮換地 105 街区 5 画地、約 148 m²に、従前地、大字新光 76-30、宅地、登記簿地積 148.42 m²、基準地積 148.42 m²が、仮換地 105 街区 8 画地、約 148 m²に、従前地、大字新光 76-34、宅地、登記簿地積 148.06 m²、基準地積 148.06 m²が、仮換地 105 街区 9 画地、約 148 m²に、従前地、大字新光 76-35、宅地、登記簿地積 107.23 m²、基準地積 107.23 m²が、仮換地 105 街区 10 画地、約 104 m²に、従前地、大字新光 76-33、宅地、登記簿地積 106.34 m²、基準地積 106.34 m²が、仮換地 105 街区 11 画地、約 105 m²に、従前地、大字新光 76-32、宅地、登記簿地積 101.06 m²、基準地積 101.06 m²が、仮換地 105 街区 12 画地、約 101 m²に、従前地、大字新光 76-31、宅地、登記簿地積 102.98 m²、基準地積 102.98 m²が、仮換地 105 街区 13 画地、約 102 m²に、従前地、大字新光 76-28、宅地、登記簿地積 109.44 m²、基準地積 109.44 m²が、仮換地 105 街区 14 画地、約 109 m²に、従前地、大字新光 76-19、宅地、登記簿地積 103.87 m²、基準地積 103.87 m²が、仮換地 105 街区 15 画地、約 103 m²になります。また、105 街区につきましては従前地換地であり、10 画地、11 画地につきましては、隅切りを設けるため減歩をしております。 説明は以上です。
会長	質問のある方は挙手願います。 (「なし」の声あり。)
会長	それでは採決を行います。諮問第 85 号について、賛成の委員の方の挙手を求めます。

	(全員賛成)
会長	全員賛成と認めます。よって諮問第 85 号について諮問のとおり答申することと決しました。 議事 (2)「使用収益の停止について (諮問)」、説明を求めます。
課長	説明の前に諮問書を朗読させていただきます。 (諮問書朗読) 担当より説明いたします
計画・補償担当 主任	「使用収益の停止について (諮問)」、説明いたします。 諮問理由は、土地区画整理法第 95 条の規定により現従前地が道路部分の一部となっており、土地区画整理事業の施行により、これに代わるべき公共施設が設置されるため使用収益の停止を行いたいものです。 使用収益の停止箇所は、従前地、大字新光 76-11、公衆用道路、地積 23 m²です。 また、双柳南部土地区画整理事業地内の仮換地指定率及び使用収益開始率を報告申し上げます。令和 8 年 3 月末時点で、仮換地指定率 81.7%、使用収益開始率約 65%となりました。 説明は以上です。
会長	質問のある方は挙手願います。
委員	位置指定道路や開発道路については、市は基本的に寄附採納を受けないという認識です。今回使用収益の停止をする箇所は、従前地が位置指定道路に指定されていると思います。なぜ位置指定道路を市道にするのですか。
計画・補償担当 主任	双柳南部地区は事業見直しを行い、従前地を生かした換地計画に変更しています。私道の位置指定道路については、接道要件もありますので道路区域に含めて、市が管理していくこととしたものです。
委員	見直しの際に区域に含めたのであれば、仕方がないかと思われます。道路の維持管理や上下水道の敷設には費用もかかりますので、今後見直しがある場合には区域に含めない方が良くと思います。
会長	他の地区との取扱いの整合性も気になるところですが、双柳南部地区内に同様の取扱いとしているところはあるのでしょうか。
計画・補償担当 主任	地区内に数箇所あり、また他地区においても同様の取扱いとしている箇所があります。
会長	他に質問はありますか。 (「なし」の声あり。)

会長	それでは採決を行います。諮問第 86 号について、賛成の委員の方の挙手を求めます。 (全員賛成)
会長	全員賛成と認めます。よって諮問第 86 号について諮問のとおり答申することと決しました。 議事 (3)「評価員の選任について同意を求める件 (諮問)」について説明を求めます。
課長	説明の前に諮問書を朗読させていただきます。 (諮問書朗読) 担当より説明いたします
計画・補償担当 主査	「評価員の選任について同意を求める件 (諮問)」について説明いたします。 双柳南部地区の評価員である、住吉竜一氏及び横田有司氏から辞任の申し出があったため、後任として柳田武氏及び井竹信喜氏を選任したいことから、土地区画整理法第 65 条第 1 項の規定により、審議会の同意を求めるものです。 なお、本件については両評価員の人事異動に伴い、後任の方に評価員をお願いするものです。 説明は以上です。
会長	質問等ございましたら挙手願います。
委員	留任される久下武男氏の年齢を教えてください。
計画・補償担当 主査	確認して後ほど報告します。
会長	諮問事項は新たに選任される 2 名の方についてとなります。年齢については選任基準に規定はなく、個人情報に該当する部分もあるかと思われますので、事務局は審議会後に確認してください。 他に質問はありますか。 (「なし」の声あり。)
会長	それでは採決を行います。 諮問第 87 号について、賛成の委員の方の挙手を求めます (全員賛成)
会長	全員賛成と認めます。よって諮問第 87 号について諮問のとおり答申することと決しました。 本日予定した諮問事項は以上です。事務局は答申書を作成してください。答申書作成の間、休憩といたします。 (休憩 午前 10 時 31 分)

	(再開 午前 10 時 40 分)
会長	再開します。 答申書を朗読します。 (答申書の朗読)
会長	本日予定した議事は以上で終了しましたので、事務局に進行をお返しします。
計画・補償担当主幹	続きまして、次第 4、報告(1)「令和 8 年度事業予定について」、担当より説明いたします。
工務担当主幹	「令和 8 年度事業予定について」、説明いたします。 (資料により説明) 黄色い部分が土地区画整理事業区域、整備済みの路線を灰色、今年度に整備を予定している路線を赤色で示しています。また、今年度に建物移転を予定している箇所を青色で示しています。 事業の実施に当たっては国庫補助金を活用しており、補助金の配分によっては事業箇所を調整することがありますので、ご了承ください。 ①阿須小久保線は、未整備となっている区間について、側溝と路盤の整備と、上下水道の整備を予定しています。 ②区 6-20 号線は、今後、阿須小久保線の交差点部分を工事する際に、こちらの道路がう回路となるため、今年度整備を予定しています。 ③区 9-2 号線は、昨年度に引き続き工事を行っており、歩道と側溝の整備を進めています。 ④区 6-27 号線は、道路の両側に側溝を整備し、舗装の打ち換えを予定しています。 ⑤区 4-4 号線は、昨年度に下水道の整備を行った路線で、今年度は道路の両側に側溝を布設し、路盤を整備する予定です。 ⑥区 4-23 号線は、昨年度の工事に引き続き、今年度は道路の両側に側溝を布設し、路盤を整備する予定です。 ⑦区 6-39 号線は、現在地権者と用地交渉を進めており、コンクリートの擁壁を撤去し、現況の道路高さに合わせた道路整備を予定しています。 ⑧区 6-38 号線は、昨年度に側溝と路盤を整備した箇所で、今年度はアスファルトの舗装をする予定です。区 4-41 号線は、区 6-38 号線と合わせて工事を行い、路線西側に側溝を整備する予定です。 続きまして参考となりますが、下水道の進捗状況です。茶色で示した線は公共下水道が整備済みの箇所、昨年度に整備された箇所は緑色で示しています。双柳南部地区の下水道整備進捗率は 52.85%となっています。引き続き下水道事業と調整しながら、土地区画整理事業を進めてまいります。
計画・補償担当主幹	報告は以上です。 質問等ございましたら挙手願います。

委員	土地区画整理事業の区域外となりますが、阿須小久保線の旧国道との交差点部分の整備は区画整理課で行うと聞いています。 旧国道について、土日は阿須小久保の交差点からベルクまで渋滞することがありますが、今後の整備予定等の見通しを教えてください。
工務担当主幹	お質しの渋滞箇所については、拡幅整備をする予定があり、用地交渉を進めています。双柳工区の開通と同時とはならないかもしれませんが、段階的に拡幅を進めていく予定です。
委員	来年の9月にJR八高線の阿須ガードが開通する予定と聞いています。阿須ガードが開通すると、当該箇所がさらに混雑することも予想されますので、ぜひ整備を進めて頂きたいと思います。
会長	⑦区 6-39 号線や⑧区 6-38 号線は新設の道路となりますか。
工務担当主幹	⑦は道路の新設工事となります。 ⑧は既存道路を中心に側溝の整備等を行います。
計画・補償担当主幹	他に質問等はございますでしょうか。 (なしの声あり)
計画・補償担当主幹	次第 5、「その他」について、事務局からは特にありませんが、委員の方から何かございますか。 (なしの声あり)
計画・補償担当主幹	閉会にあたり、区画整理課長よりごあいさつを申し上げます。
課長	(あいさつ)
(閉会 午前 10 時 54 分)	

議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 年 月 日

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____